特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮古島市長

公表日

令和5年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事 務				
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、傷病等に対する医療行為、死亡等に対する保険給付、及びその原資を確保するために保険料の賦課徴収を行う業務である。 1. 被保険者の資格の取得、喪失、異動に関する業務 2. 医療保険の給付に関する事務 3. 保険料の賦課・徴収に関する事務				
③システムの名称	現況の住民情報システム(COKAS-R/AD-II) 滞納管理システム(CARS) 後期高齢者医療広域連合標準システム				

2. 特定個人情報ファイル名

- 1. 後期高齢者医療被保険者資格情報に関するファイル
- 2. 後期高齢者医療保険料の賦課・徴収及び未納等に関するファイル
- 3. 後期高齢者医療保険給付申請に関するファイル
- 4. .中間サーバーで管理する後期高齢者医療に関するファイル

3. 1			

〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第一の59の項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	 く選択限 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二における ・情報提供根拠 80、83の項 ・情報照会根拠 81、82の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 国民健康保険課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部 総務課 代表(0980)72-3751

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年2月27日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	15年2月27日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書]	5百日証価書∇け 会:	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステム	を通じた入手を除					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[O]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた提供					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[]接線	売しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・	消去		✓ 283 LD 0+ ×				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無		[〇] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・	啓発		∠ '824□0+ \				
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更箇				Am alamb Ma	Amount of the control of
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月26日	表紙 特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書) 評価書番号26	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書 高齢者医療給付の支給又は保険料の復関する事務 基礎項目評価書		事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 評価書番号26 評価書名	宮古島市は、後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	宮古島市は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかわないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	I 関連ファイル 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴 収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に 関する事務	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	I 関連ファイル 2. 特定個人ファイル名 2. 後期高齢者医療保険料の 賦課・未納等に関するファイル	後期高齢者医療保険料の賦課・未納等に関するファイル	後期高齢者医療保険料の賦課・徴収及び未納 等に関するファイル	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	I 関連ファイル 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二における ・情報提供根拠 第83の項・情報提供根拠 第82の項	番号法第19条第7号及び別表第二における ・情報提供根拠 80、83 ・情報照会根拠 81、82	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	I I−1	平成27年2月19日時点	平成28年12月26日時点	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月26日	Ⅱ-2	平成27年2月19日時点	平成28年12月26日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	I-1特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	現況の住民情報システム(COKAS)に変わる システム 中間サーバーを利用するシステム 後期高齢者医療広域連合標準システム	現況の住民情報システム(COKAS/AD-II) 滞納整理システム 後期高齢者医療広域連合標準システム	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	ш−1	平成28年12月26日時点	平成29年12月25日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	Ⅱ-2	平成28年12月26日時点	平成29年12月25日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月12日	I 関連ファイル 2. 特定個人ファイル名	名称未定 1.後期高齢者医療被保険者情報に関するファイル 2.後期高齢者医療保険料の賦課・徴収及び未納等に関するファイル 3.個人特定(宛名管理)に関するファイル 4中間サーバーで管理する後期高齢者医療に関するファイル	1.後期高齢者医療被保険者資格情報に関するファイル 2.後期高齢者医療保険料の賦課・徴収及び未納等に関するファイル 3.後期高齢者医療保険給付申請に関するファイル 4.中間サーバーで管理する後期高齢者医療に 関するファイル	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月12日	ш−1	平成29年12月25日時点	平成30年12月12日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月12日	Ⅱ-2	平成29年12月25日時点	平成30年12月12日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年2月22日	IV	新規追加	平成31年2月22日時点	事後	新規追加
令和1年12月16日	I-1 ③システムの名称	滞納整理システム	滞納管理システム(CARS)	事後	見直しに伴う変更(システム 変更)
令和1年12月16日	Ⅰ-5 ②所属長の役職名	課長 儀間 博	課長	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月16日	I I−1	平成30年12月12日時点	令和元年12月16日時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月16日	Ⅱ-2	平成30年12月12日時点	令和元年12月16日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月7日	I I−1	令和元年12月16日時点	令和2年12月7日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月7日	I I −2	令和元年12月16日時点	令和2年12月7日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I -4	番号法第19条第7号及び別表第二における・提供根拠 第80,第83 ・情報照会根拠第81,第82	番号法第19条第8号及び別表第二における ・情報提供根拠 80、83の項 ・情報照会根拠 81、82の項	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I -5	生活環境部 国民健康保険課	市民生活部 国民健康保険課	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	I -8	生活環境部 国民健康保険課	市民生活部 国民健康保険課	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	Ⅱ-1	令和2年12月7日	令和5年2月27日	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月27日	П−2	令和2年12月7日	令和5年2月27日	事後	見直しに伴う変更